

# 一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや

## 入会及び退会規約

(目的)

**第1条** この規約は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

**第2条** この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、理事会が定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

**第3条** 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

**第4条** 会費の金額及び納期については、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規約による。

(退会事由及び手続)

**第5条** 会員は、理事会が定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

**第6条** 前条の規程により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

**第7条** この規約の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

**附 則**

1 この規約は、令和7年4月23日から施行する。